

警察庁所管	国土交通省所管	法律
道路交通法	道路運送車両法	
「整備不良車両の運転の禁止」など 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金	「不正改造等の禁止」など 6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	

保安基準に適合する必要↓

経済産業省所管
規格
<p>■自動車ガラス規格など (CIE標準イルミナントA白熱球 2856K)</p> <p>ISO3538 (自動車安全ガラス光学特性の試験方法) ↕ ≡ (MOD)</p> <p>JIS R3212 (自動車用安全ガラス試験方法) ↓引用規格</p> <p>JIS Z8701 色の表示方法 JIS Z8781-3 CIE三刺激値 JIS Z8781-2 CIE測色用標準イルミナント</p> <p>↕ ≠ 可視光線透過率測定方法違う</p> <p>■フィルム・建物ガラスの規格など CIE標準イルミナントD65 昼光 6504K)</p> <p>ISO 9050 建物のガラス光透過率の測定 JIS S3107 自動車窓ガラス用フィルム JIS A5759 建築窓ガラス用フィルム JIS R3106 板ガラス</p>

国土交通省所管	基準  告示  国連規則 技術基準
道路運送車両の保安基準	
第29条 (窓ガラス) 「可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。」	
細目告示 第117条 / 第195条 (窓ガラス) 「貼り付けられ、透明であるもの、可視光線透過率が70%以上であること」 「運転者が他の自動車、歩行者等、交通信号機を確認できるものは透明であるとされるものとする」	
協定規則第43号 (窓ガラス) UN R43 令和元年7月01日以降	
細目告示 別添37 (窓ガラスの技術基準) 令和元年6月30日以前	
<p>「可視光線透過率の定義・可視光線透過率試験」 「試験装置(可視光線透過率測定器)の光源の指定・色(色温度)・球の種類・サイズ・絞り・レンズ・受光の感度規格を定める」 「透過率が所定の数値(70%)を超えているか否かを検証」</p>	

保安基準に適合しているかの検査を行う↑

国土交通省所管 独立行政法人自動車技術総合機構(NALTEC)	
審査事務規程	
7-55、8-55 窓ガラス貼付物等 「保安基準と同内容で窓ガラスに貼り付けられた検査規程」	規程 検査(車検)
第9章 テスタ等による機能維持確認 9-4 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器) 「着色フィルム等が貼り付けられた(フィルムの記載)可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。」	
TRIAS 29-J037-01 窓ガラス試験 TRIAS 29-R043(1) (協定規則第43号) 「可視光線透過率 試験条件 測定値の取扱いを定める」	試験規程